

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号） 第27条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、同条第9項及び同条第11項	要介護認定	介護保険課

- 1 審査基準は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項、同条第9項及び同条第11項に定めるところによる。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。